

件名	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	医療センター事務局 医事管理室
----	-----------------------------	--------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していましたが、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとしています。

同法第38条第4項において、企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定めると規定されていることから、病院事業職員の給与の種類及び基準を定めるため、本条例を制定するものです。

2 制定内容

(1) 地方公営企業法の規定に基づき、病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとします。 <第1条関係>

(2) 給与の種類は、給料及び手当とします。なお、手当の種類は、市長部局の職員に対して支給される手当と同一の種類とし、その基準は市長部局の職員に対して支給される手当と同様の基準で定めることとします。

<第2条及び第4条から第17条まで関係>

手当の種類

扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当
管理職手当	管理職員特別勤務手当	時間外勤務手当	
休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	
期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	退職手当

(3) 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとします。なお、給料表は、地方公営企業法の規定の趣旨に従って定めなければならないこととします。 <第3条関係>

(4) 給与の額については、地方公営企業法の趣旨及び市長部局の職員の給与の額を考慮して、病院事業管理者が定めることとします。

<第18条関係>

(5) 給与の減額の基準については、市長部局の職員の基準に合わせて定めることとします。 <第19条関係>

(6) 休職者の給与については、病院事業管理者が定める管理規程により支給
できることとします。 < 第 2 0 条関係 >

(7) 病院事業管理者の許可を受けて、労働組合の役員として専ら労働組合の
業務に従事する職員に対しては、給与を支給しないこととします。

< 第 2 1 条関係 >

(8) 育児休業中の職員に対しては、給与を支給しないこととします。ただし、
病院事業管理者が定めた期間内において勤務した期間のある職員に対して
は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給できることとします。

< 第 2 2 条関係 >

(9) 非常勤職員等の給与については、職員の給与とのバランスを考慮して支
給することとします。 < 第 2 3 条関係 >

(1 0) 再任用職員等に対しては、扶養手当、住居手当及び退職手当を支給し
ないこととします。 < 第 2 4 条関係 >

(1 1) 条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることとしま
す。 < 第 2 5 条関係 >

3 その他

施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日とします。

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第37号

亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 病院事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各

職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(扶養手当)

第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(地域手当)

第5条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員に対して支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で病院事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用

しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(住居手当)

第7条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が指定する者を除く。)に対して支給する。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものに対して支給する。

2 第10条、第11条第2項及び第12条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第9条 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。)をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)において勤務

した場合に支給する。

(時間外勤務手当)

第 1 0 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第 1 1 条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第 1 2 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第 1 3 条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第 1 0 条、第 1 1 条第 2 項及び第 1 2 条の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第 1 4 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 1 6 条第 1 号に該当して同法第 2 8 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。

(勤勉手当)

第 1 5 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員

に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。

(特殊勤務手当)

第16条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する。

(退職手当)

第17条 職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で次に掲げる事由によるときは、退職手当を支給する。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- (2) 傷病によりその職に堪えない場合
- (3) 前2号に掲げる事由以外の本人の意に反する事由の場合
- (4) 在職中に死亡した場合

2 退職をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対して、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

- (1) 地方公務員法第29条の規定により懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当し、退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けべき行為をしたと認められる者に係る退職手当につい

ては、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。

- 4 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。
- 5 勤続期間12月以上（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6月以上）で退職した職員（次項又は第7項の規定に該当する者を除く。）が退職の日の翌日から起算して1年の期間（管理者が指定する者については、管理者が指定する期間）内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。
- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該病院事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、

退職手当として支給する。

- 8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

(職員の給与の基準)

- 第18条 職員の給与の額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨並びに亀山市職員給与条例(平成17年亀山市条例第43号)に規定する職員の給与の額を考慮して定めるものとする。

(給与の減額)

- 第19条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇として承認を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第20条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第21条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第22条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、管理者が定める期間内において勤務した期間がある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給することができる。

(非常勤職員等の給与)

第23条 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)及び臨時的に任用された職員の給与は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第24条 第4条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。